

◎未成年者（１８歳未満）の受診について

坂井市立三国病院では未成年者が外来を受診される際は保護者、法律上の代理人、同行者として病院が認めた方などの同行をお願いしています

○ 理由は以下の通りです

- ・病状・既往歴・生育歴・内服薬・外用薬などの使用しているお薬の情報や、各種アレルギーに関する情報など診察に必要な情報の確認のため
- ・リスクを伴う検査・処置, および使用する医薬品について適切に理解していただくため
- ・診察結果を適正にお伝えするため

○ 坂井市立三国病院における未成年者の受診時方針です

- ・中学生以下の方は保護者の同伴をおねがいします。
(継続的に受診が必要な場合、初回診察時に担当医師と保護者で同意が得られている場合はこの限りではありません)
- ・中学校卒業後の１５歳～１７歳までの方は、
 - ①保護者の同意を得て受診しているか確認します。
 - ②保護者の同意が得られていない場合は、診察前に本人から保護者に連絡し同意を得ていただきます。
 - ③診察結果は、本人から保護者に報告していただきます。
 - ④重要な意志決定が必要な場合は、保護者に連絡し来院していただきます。

やむを得ず保護者の同伴がない場合においても、診察内容・検査・処置の同意、および診察結果など電話連絡をさせていただく場合がありますので、必ず連絡がとれるようにご協力をお願いします。

必要な連絡が取れない場合や診察内容によりましては、担当医師の判断で後日改めて保護者と同伴で受診していただく場合があります。

緊急時(すぐに適切な治療をおこなわないと生命に危険が及ぶおそれがある場合や重大な後遺症が残る可能性がある場合)は保護者の同意がなくても治療を開始します。

安心安全な医療の提供にご理解とご協力をお願いします。

２０２５年１０月

坂井市立三国病院院長